

## 定期試験受験許可証発行についての申合せ

(平成19年6月8日大学教育委員会制定)

- 1 定期試験受験許可証（以下「許可証」という。）の発行は、本庄キャンパスの学部及び研究科の学生の許可証は学務部教務課の学部及び研究科の教務担当係で、鍋島キャンパスの学部及び研究科の学生の許可証は医学部学生サービス課で、それぞれ行う。ただし、次に掲げる場合の学生の許可証の発行は、当該部課係で行うものとする。
  - (1) 本庄キャンパスで実施する定期試験を受験する鍋島キャンパスの学部及び研究科の学生の許可証は、学務部教務課教養教育教務係で発行する。
  - (2) 鍋島キャンパスで実施する定期試験を受験する鍋島キャンパスの学部及び研究科以外の学生の許可証は、医学部学生サービス課で発行する。
  - (3) 本庄キャンパスで実施する定期試験を受験する科目等履修生及び特別聴講学生の許可証は、学務部教務課学籍管理係で発行する。
- 2 本人確認に当たっては、学籍番号及び氏名の確認のほか、学生住所、保証人住所、学生電話番号、保証人電話番号又は保証人氏名のうち2項目以上について確認を行うものとする。
- 3 許可証の様式は、別添のとおりとする。

### 附 則

この申合せは、平成19年6月8日から実施する。

第 号

## 定期試験受験許可証交付願

(平成 年度 学期)

平成 年 月 日

佐賀大学長 様

私は、学生証を持参しておりませんが、下記の者に相違ありませんので、受験を許可していただきますようお願いいたします。

記

学部又は研究科	
学科（又は課程・専修）又は専攻	
学 籍 番 号	
氏 名	

(注意事項)

- 1 交付願は、学務部教務課又は医学部学生サービス課へ持参し、公印を押印してもらうこと。
- 2 記入は、黒色のペン又はボールペンを用いること。

公印のないものは無効

第 号

## 定期試験受験許可証

(平成 年度 学期)

平成 年 月 日

佐賀大学長 佛淵 孝夫

下記の者は、学生証の不持参者であるが、願い出により本人であることを確認したので、定期試験の受験を許可する。

ただし、本許可証の有効期限は、発行日限りとする。

記

学部又は研究科	
学科（又は課程・専修）又は専攻	
学 籍 番 号	
氏 名	

(注意事項)

- 1 許可証は、受験中必ず机の上に置くこと。
- 2 許可証は、試験終了後、速やかに学務部教務課又は医学部学生サービス課へ返却すること。